青森県が実施する資源回復計画

広域資源回復計画(国作成)

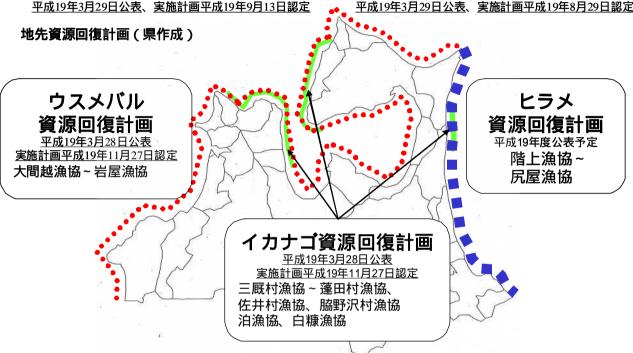
日本海海域

- ・日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画 平成15年7月1日公表、実施計画平成15年9月30日認定
- ・マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画 平成19年3月29日公表、実施計画平成19年8月29日認定

・スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画 平成19年3月29日公表、実施計画平成19年9月13日認定

太平洋海域

- ・太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画 平成15年3月10日公表、実施計画平成15年7月3日認定
- ・マサバ太平洋系群資源回復計画 平成15年10月23日公表、実施計画平成15年11月7日認定
- ・マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画 平成19年3月29日公表、実施計画平成19年8月29日認定



資源回復計画とは、緊急に資源回復が必要な魚種について、回復目標を定め、漁獲努力量の削減や、 種苗放流、漁場整備などを総合的に実施し、資源の回復を図り、漁業経営の安定や水産物の安定供給 を目指す制度です。

資源回復計画には、複数県にまたがる魚種について、国が作成する「広域資源回復計画」と各県地 先の魚種について、県が作成する「地先資源回復計画」があります。

青森県イカナゴ資源回復計画の概要

1 資源回復計画の必要性

青森県対象海域のイカナゴの漁獲量は、豊漁期であった1965年~1979年の平均 漁獲量5,479トンに対し、1980年から1994年には平均漁獲量446トンと長 期低迷期となった。1995年には2,816トンを記録し、漁獲量回復のきざしを見せ たが、2002年以降再び減少に転じ、2006年の漁獲量は253トンとなった。

このため、これまでの自主的な資源管理措置も踏まえ、漁期の短縮、操業統数の制限を行い、漁獲水準を安定させることによって、漁獲物の安定供給及び漁家経営の安定化を図る必要がある。

2 対象地区及び漁法

(1)対象地区

青森県陸奥湾湾口周辺海域及び白糠・泊地区周辺海域

(2)対象漁法

光力利用敷網および小型定置網

3 資源回復計画の目標

計画期間は2007年度~2011年度の5ヵ年とする。計画目標は、資源の減少傾向に歯止めをかけ、過去3ヵ年(2004年~2006年)の平均漁獲量600トンを維持することとする。

4 資源回復のために講じる措置

(1)漁期の短縮

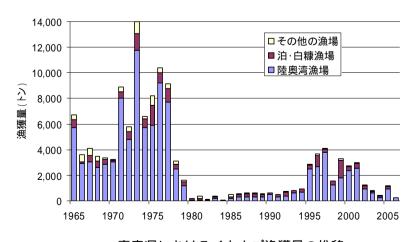
漁獲努力量削減のため、漁期の短縮を行う。

(2)操業統数の制限

小型定置網の操業統数を現状以上に増加しない。

5 その他

本計画は、資源回復措置の実施状況の把握及び資源動向調査の結果を踏まえ、資源回復措置の評価を行うとともに、必要に応じて資源回復措置の見直しを行うこととする。



青森県におけるイカナゴ漁獲量の推移

青森県ウスメバル資源回復計画の概要

1 資源回復計画の必要性

青森県のウスメバルは、近年においては1997年の646トンをピークに減少をつづけており、1987年から1994年までの低迷期の水準(平均233トン)にまで低下する可能性がある。

このため、これまでの自主的な資源管理措置と共に、小型魚の荷受制限や休漁日の設定を行い、漁獲水準を安定させることによって、ウスメバル漁獲の安定及び漁家経営の安定 化を図る必要がある。

2 対象地区及び漁法

(1)対象地区

青森県大間越地先から岩屋地先まで

(2)対象漁法

- 一本釣り漁業、刺網漁業、小型定置網漁業、底建網漁業
- 3 資源回復計画の目標

計画期間は2007年度~2011年度の5ヵ年とする。計画目標は2002年~2006年の平均漁獲量346トンを維持することとする。

4 資源回復のために講じる措置

(1) 小型魚の荷受け制限

全漁法を対象として小型魚(日本海地区:2P(110g)以下、津軽海峡地区:3P(90g)以下の荷受をしない。

(2)休漁日の設定

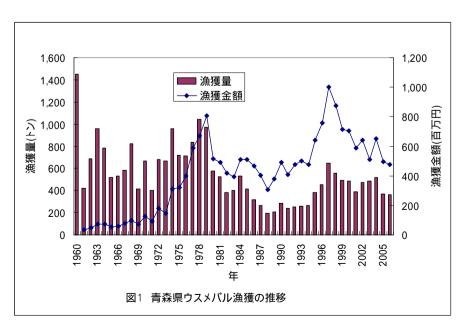
主漁獲地区である日本海地区において、一本釣漁業を対象に休漁日(6月~8月の間、 毎月2日)を設定する。

(3)資源の積極的培養措置

ウスメバルの種苗放流を行う。

5 その他

本計画は、資源回復措置の実施 状況の把握及び資源動向調査の結 果を踏まえ、資源回復措置の評価 を行うとともに、必要に応じて資 源回復措置の見直しを行うことと する。



青森県太平洋海域ヒラメ資源回復計画の概要

1 資源回復計画の必要性

図1のとおり、本県太平洋海域のヒラメ資源は減少傾向にあるため、資源管理措置により資源の安定を図る必要がある。

2 対象地区及び漁法

(1)対象海域

太平洋(尻屋漁協~階上漁協)

(2)対象漁法

刺網漁業、小型機船底びき網漁業

3 資源回復計画の目標

計画期間を平成20年度から平成23年度とし、現状の資源管理を踏まえつつ、操業の自粛及び種苗放流を行うことにより、過去5ヵ年の平均漁獲量550トンを維持することを目標とする。

4 資源回復のために講じる措置

定置網では漁獲された小型個体の再放流は比較的容易であるが、刺し網及び小型底びき網で漁獲されたものはへい死や魚体損傷等により再放流が難しいこともある。そのため、刺し網及び小型底びき網について下記のとおり資源管理措置を講じる。

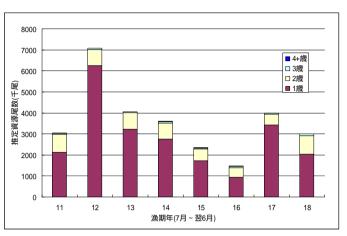


図 1 青森県太平洋海域におけるヒラメの年齢別 推定資源尾数

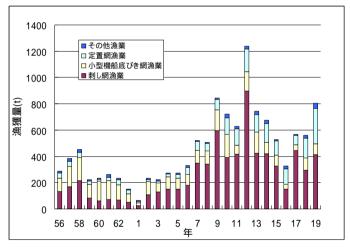


図2 青森県太平洋海域における漁法別ヒラメ漁獲量

小型ヒラメの保護を推進するため、次の期間・区域においてはヒラメを目的とした操業を自粛する。

| 漁法 | 期間 | 区域 |
|--------|--------|---------------------|
| 刺し網 | 9月~12月 | 水深10m以浅の海域 |
| 小型底びき網 | " | 北緯41度以南の水深100m以浅の海域 |

5 その他

本計画は、資源回復措置の実施状況の把握及び資源動向調査の結果を踏まえ、資源回復措置の評価を行うとともに、必要に応じて資源回復措置の見直しを行うこととする。